

令和8年度 しまねデジタル推進伴走支援助成金

デジタル導入により競争力を強化する取組みを実施する際に、しまねデジタル推進専門家派遣事業を活用実績があり、引き続き専門家の指導・助言を受ける場合に要する経費の一部を助成します！

助成対象者

島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であって、しまねデジタル推進専門家派遣事業の活用実績のある中小企業者。

助成対象となる事業

交付対象者がデジタル導入により競争力を強化する取組みを民間の専門家を活用して実施する場合に、デジタル導入計画策定、導入、運用・定着のスキームにおいて、しまねデジタル推進専門家派遣事業を活用した後に、引き続き民間の専門家を活用して計画策定、導入、運用（保守は除く）・定着レベルを引き上げる事業であって、かつ対象事業者の自走に向けた活動に資する事業。

助成内容

助成率	対象経費の1/2以内（千円未満の端数は切り捨て）
助成期間	助成金交付決定日から1年以内
助成限度額	上限：300,000円 下限：30,000円
対象経費	専門家に支払われる経費（謝金、旅費）

公募受付期間

随時募集（最終申請締切日は令和9年2月26日（金））

交付の決定

申請後、審査の上、採否を決定いたします。
（※審査において、プレゼンテーション等の実施はございません。）

当事業への申請をお考えの場合は、事前に下記の間合せ先へお問い合わせください。



公益財団法人しまね産業振興財団

ITイノベーションセンター (ITOC) 担当：竹下・山根
〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね 2F
☎0852-61-2225 Email: itoc@s-itoc.jp